

障がい者の方に対する自動車税（環境性能割・種別割）の減免について

岐阜県では、身体あるいは精神に障がいがある方が障がいを克服し健全な社会生活を営むことができるよう、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方(以下「障がい者の方」といいます。)が所有又は取得する自動車について、自動車税（環境性能割及び種別割）の減免を行っています。

次の「Ⅰ 減免を受けられる方の範囲」に該当し、さらに「Ⅱ 減免の対象となる自動車」の要件を満たす場合には、申請されることにより、**自動車税環境性能割（以下、「環境性能割」といいます。300万円に税率を乗じて得た額を限度）及び自動車税種別割（以下、「種別割」といいます。年税額で45,000円(重課対象車は45,400円)を限度）**の減免を受けることができます。

Ⅰ 減免を受けられる方の範囲（障がい者本人運転、生計同一者運転、常時介護者運転の場合に限ります。）

1 身体障がい者の方

障 害 区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
視 覚 障 害	1、2、3、4 級	
聴 覚 障 害	2、3 級	
平 衡 機 能 障 害	3 級	
音 声 機 能 障 害	3 級 (喉頭摘出による音声機能障害の場合に限る。)	
上 肢 不 自 由	1、2、3 級	
下 肢 不 自 由	1、2、3、4、5、6 級	
体 幹 不 自 由	1、2、3、5 級	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2、3 級
	移動機能	1、2、3、4、5、6 級
心 臓 機 能 障 害	1、3 級	
じ ん 臓 機 能 障 害	1、3 級	
呼 吸 器 機 能 障 害	1、3 級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1、3 級	
小 腸 の 機 能 障 害	1、3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1、2、3 級	
肝 臓 機 能 障 害	1、2、3 級	

(注)減免の対象範囲は、身体障害者手帳の表面(写真の貼付してあるページ)に記載されている総合等級ではなく、障害ごとの等級で判断します。障がい重複している場合は、個々の障害区分の等級ごとに判断し、場合によっては身体障害者手帳の発行機関へ確認する時間を要しますので、事前に自動車税事務所へお問い合わせください。

2 戦傷病者の方

障害の程度が一定の範囲に該当する方（詳細は、自動車税事務所へお問い合わせください。）

3 知的障がい者の方

障 害 区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲
療育手帳をお持ちの方	「A」、「A1」若しくは「A2」

4 精神障がい者の方

障 害 区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	障 害 の 程 度 が 1 級

II 減免の対象となる自動車

1 車検証上の名義人

賦課期日（毎年4月1日午前0時現在又は新たに登録した自動車に税金が発生する場合は登録日）において障がい者の方ご本人名義の自家用自動車に限ります。ただし、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の場合は、障がい者の方本人と生計を一にする方の名義でも対象となります。

なお、割賦販売契約等による所有権留保付自動車の場合は、下表の所有者欄に記載されている方が自動車検査証の使用者欄に記載されている自動車です。

また、リース車の場合は納税義務者がリース会社になるため減免の対象になりません。

2 運転者が「生計を一にする方」の場合

障がい者の方と生計を一にし、専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために自動車を使用されることが条件です。障がい者の方が長期間病院に入院されている場合や社会福祉施設に入所されている場合は、減免の対象となりません。

障がい者の方の区分	所有者	運転者	使用目的
18歳以上の身体障がい者 戦傷病者	障がい者の方本人	障がい者の方本人	専ら日常生活に利用する
		生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する
18歳未満の身体障がい者	障がい者の方本人 又は 生計を一にする方	生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する
知的障がい者 精神障がい者	障がい者の方本人 又は 生計を一にする方	障がい者の方本人	専ら日常生活に利用する
		生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する

3 運転者が「常時介護する方」の場合

障がい者の方が所有する自動車で、独居、または、障がい者の方のみで構成される世帯の障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために、週3日以上かつ1年以上継続的に自動車が運行されることが条件です。

障がい者の方の区分	所有者	運転者	使用目的
独居等の身体障がい者 独居等の知的障がい者 独居等の精神障がい者	障がい者の方本人	常時介護する方	週3日以上かつ1年以上継続して障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する

4 その他の注意事項

- ・減免の対象となる自動車は、1人の「障がい者の方」につき1台です。（軽自動車、車いす移動車などの構造減免車を含みます。）
- ・身体障がい者用の改造自動車を取得し、その自動車を使用して条件に適合する運転免許を取得しようとする場合、また、障がい者の方のために車いす移動車等に構造が変更されている自動車については、減免要件が異なりますので、自動車税事務所へお問い合わせください。

III 減免申請の手続き

減免を受けようとする方は、必要な書類を揃えて申請期限までに申請の手続き（代理可）を行ってください。

なお、申請期限を過ぎると環境性能割の減免は受けることができませんが、種別割については、申請された日の翌月からの減免となりますので注意してください。

1 既に所有している自動車について減免申請する場合（種別割のみ減免対象となります。）

- (1) 「減免の要件」に該当するかどうかの判定は、次頁表①の場合は賦課期日（4月1日）、②の場合は減免申請時の現況により行います。
- (2) 年度の途中で身体障害者手帳等の交付を受けるなど新たに減免要件に該当することとなった場合は、随時、種別割の減免申請をすることができます（次頁表②）。ただし、既に所有している自動車について種別割の納税義務がある場合に限りません。

区 分	申 請 期 限	提 出 先 (申請窓口)
① 賦課期日(4月1日)現在、身体障害者手帳等が減免の要件に該当	[定期賦課時] 納 期 限 まで (通常前年度の4月1日から) (当該年度の5月31日まで)	最寄りの県税事務所 自動車税事務所
② 4月2日以後に身体障害者手帳等の交付を受けるなど新たに減免要件に該当	随 時 (月割で減免申請が可能です。)	飛騨県税事務所自動車税出張所

2 新たに取得した自動車について減免申請する場合

(1) 「減免の要件」に該当するかどうかの判定は、次の現況により行います。

- ① 下表「ア 自動車の登録時(運輸支局に登録を行った日から30日以内)」に申請をする場合 … 自動車を取得(登録)したとき
- ② 下表「イ 翌年度の定期賦課時」に申請をする場合 … 翌年度の賦課期日(4月1日)

(2) 下表の申請期限欄中ア[自動車の登録時]に減免申請を行う場合について

- ① 自動車の登録を行った日に減免申請を行う場合
環境性能割及び種別割の税額がそれぞれ減免限度額を超えるときは、登録を行った日の当日に限度額を超えた税額を納付していただきます。(5頁「V減免する額」参照)
- ② 自動車の登録を行った日の翌日以後30日以内に減免申請を行う場合
登録を行った日の当日に、環境性能割及び種別割の全額を一旦納付していただきます。納付いただいた環境性能割及び種別割については、減免承認後に減免相当額を還付します。

[新規に自動車を取得した場合]

		減免の対象になる税		申 請 期 限	提 出 先 (申請窓口)
		環境性能割	種別割		
新車を取得 (新車新規登録)		減免	減免	ア[自動車の登録時] 運輸支局に登録を行った日 から30日以内	ウ 自動車税事務所 飛騨県税事務所自動車税出張所 (住所地(主たる定置場)が 高山市、大野郡、飛騨市、 下呂市の方(軽自動車は 除く))
一時抹消された 中古車を取得 (中古車新規登録)	環境性能割が かかる場合	減免	減免		
	環境性能割が かからない場合	—	減免		
ナンバーの付いた 中古車を取得 (移転登録)	環境性能割が かかる場合	減免	翌年度から	イ[翌年度の定期賦課時] 運輸支局に登録を行った日 から翌年度の5月31日まで	エ 最寄りの県税事務所 自動車税事務所 飛騨県税事務所自動車税出張所
	環境性能割が かからない場合	—	翌年度から		

[既に減免を受けた自動車(以下「既減免車」といいます。)を買い替えた場合] ※次頁へ続く

		既減免車の 処理区分 <small>注1</small>	減免の対象になる税		申 請 期 限	提 出 先 (申請窓口)
			環境性能割	種別割		
新車を取得 (新車新規登録)		抹消登録	減免	減免	ア[自動車の登録時] 運輸支局に登録を行った日 から30日以内 (既減免車の処理についても、 上記の日までに完了してください。 下記「年度途中で自動車を 買い替えた場合について」参照)	ウ 自動車税事務所 飛騨県税事務所自動車税出張所 (住所地(主たる定置場)が 高山市、大野郡、飛騨市、 下呂市の方(軽自動車は 除く))
一時抹消された 中古車を取得 (中古車新規登録)	環境性能割が かかる場合	移転登録	減免	翌年度から <small>注2</small>		
		移転登録	減免	翌年度から <small>注2</small>		
	環境性能割が かからない場合	抹消登録	—	減免	イ[翌年度の定期賦課時] 運輸支局に登録を行った日 から翌年度の5月31日まで	エ 最寄りの県税事務所 自動車税事務所 飛騨県税事務所自動車税出張所
		移転登録	—	翌年度から		

		既減免車の 処理区分 <small>注1</small>	減免の対象になる税		申請期限	提出先 (申請窓口)
			環境性能割	種別割		
ナンバーの付いた 中古車を取得 (移転登録)	環境性能割が かかる場合	抹消登録	減免 <small>注2</small>	翌年度から	アに同じ	ウに同じ
		移転登録	減免 <small>注2</small>	翌年度から		
	環境性能割が かからない場合	抹消登録	—	翌年度から	イに同じ	エに同じ
		移転登録	—	翌年度から		

(注1) 既減免車を管轄変更した場合は、移転登録と同じ取扱いになります。

(注2) 環境性能割の申請期間制限(下記(2)参照)により環境性能割の減免を受けることができない場合は、当該年度については環境性能割・種別割とも減免の対象とならないため、翌年度の定期賦課時に種別割の減免申請を行ってください。

(注3) 軽自動車から買い替えた場合は、取扱いが異なる場合がありますので、自動車税事務所へお問い合わせください。

○ 年度の途中で自動車を買った場合

年度の途中で既減免車を買った場合には、新たに取得した自動車の減免申請が必要となりますが、次の点に注意してください。

- (1) 新たに取得した自動車の減免申請をする日までに、既減免車について抹消登録(廃車)又は移転登録(名義変更)が行われていることが必要です。(1人1台減免の原則)
 - ① 既減免車を抹消登録(廃車)した場合は、新たに取得した自動車の環境性能割及び種別割(月割)の減免の対象となります。
 - ② 既減免車を移転登録(名義変更)、管轄変更登録した場合は、新たに取得した自動車の種別割は、既減免車の種別割を減免しているため、減免を受けることができません。当該年度は、環境性能割のみが減免の対象となり、種別割は翌年度から減免の対象となります。
- (2) 既に環境性能割の減免を受けている場合は、当該自動車を所有している間は、新たに取得した自動車の環境性能割の減免は受けることができません。また、当該自動車を所有しなくなった場合にあっては、当該自動車の取得の日から一定期間(新車で減免を受けた場合は2年間、中古車で減免を受けた場合は1年間)経過後でないと新たに取得した自動車の環境性能割の減免は受けることができません。〔1人1台減免の原則〕及び「環境性能割の申請期間制限」)

ただし、既減免車が廃車(永久抹消登録等)、盗難、災害等により運行不能と認められた場合は除きますので自動車税事務所へお問い合わせください。

IV 減免申請に必要な書類

提出(提示)書類	運 転 区 分		
	障がい者の方本人 が運転する場合	生計を一にする方 が運転する場合	常時介護する方 が運転する場合
① 減免申請書(第103号の9様式 申請窓口に備え付けてあります)	◎	◎	◎
② 障がい者の方であることを証する書面(原本) 身体障がい者の方・・・身体障害者手帳	○	○	○
戦傷病者の方 戦傷病者手帳	○	○	○
知的障がい者の方 療育手帳	●	●	●
精神障がい者の方 精神障害者保健福祉手帳	●	●	●
③ 運転免許証(原本又は両面の写し)	●	●	●
④ 自動車検査証(原本)又は自動車検査証記録事項 ※電子車検証の券面の写しは不可 ※自動車検査証記録事項及び電子化前の自動車検査証は写し可	●	●	●
⑤ 世帯全員の名前が記載された住民票(住民票謄本の原本) 〔交付日から3ヶ月以内のもので、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ※戸籍謄本ではないので注意〕	※所有者が生計を一にする方の場合は必要	◎	
⑥ 常時介護証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)			◎
⑦ 既減免車が移転登録又は抹消登録済みであることを証する書類 (既減免車の自動車検査証又は登録事項等証明書等)	△	△	△

<自家用乗用車：標準税率で、前頁以外の場合>

[排気量]	[年税額]	[減免する額(円)]	[納付額(円)]
1000cc以下	29,500円	29,500	} 全額減免
1000cc超 1500cc以下	34,500円	34,500	
1500cc超 2000cc以下	39,500円	39,500	
2000cc超 2500cc以下	45,000円	45,000	
2500cc超 3000cc以下	51,000円	45,000	6,000
3000cc超 3500cc以下	58,000円	45,000	13,000
3500cc超 4000cc以下	66,500円	45,000	21,500
4000cc超 4500cc以下	76,500円	45,000	31,500
4500cc超 6000cc以下	88,000円	45,000	43,000
6000cc超	111,000円	45,000	66,000

<自家用乗用車：15%重課税率の場合>

[排気量]	[年税額]	[減免する額(円)]	[納付額(円)]
1000cc以下	33,900円	33,900	} 全額減免
1000cc超 1500cc以下	39,600円	39,600	
1500cc超 2000cc以下	45,400円	45,400	
2000cc超 2500cc以下	51,700円	45,400	6,300
2500cc超 3000cc以下	58,600円	45,400	13,200
3000cc超 3500cc以下	66,700円	45,400	21,300
3500cc超 4000cc以下	76,400円	45,400	31,000
4000cc超 4500cc以下	87,900円	45,400	42,500
4500cc超 6000cc以下	101,200円	45,400	55,800
6000cc超	127,600円	45,400	82,200

(注) 15%重課税率は、新車新規登録からディーゼル車で11年を超えるもの、ガソリン車で13年を超えるものが対象となります。

- (1) グリーン化税制により税額が軽減された(軽課)自動車については、軽減後の年税額から45,000円を限度として減免します。
- (2) 年度の途中において身体障害者手帳等の交付を受けるなど新たに減免要件に該当することとなった場合は、申請日の翌月以後の月数に応じて、種別割年税額の月割相当額を減免します。なお、既に納めた種別割については、その減免額を還付します。
- (3) 年度の途中において既減免車を抹消した場合は、抹消登録日の属する月までの月数に応じて、種別割年税額の月割相当額を減免します。そのため、既減免額に応じて追加徴収又は還付することがあります。
- (4) 自動車の新規登録をしたときなど、月割で減免する場合は、減免限度額45,000円(重課対象車は45,400円)の月割相当額を限度として減免します。

VI 翌年度以降の手続き

種別割の減免は年度ごとに申請が必要ですが、12月31日現在、減免自動車を所有している方には、1月下旬に、減免の継続を確認するための「報告書兼申請書」(以下「減免ハガキ」といいます。)を送付します。

減免申請時の状況から変更の有無にかかわらず、必要事項を「減免ハガキ」に記入の上、報告期日までに提出してください。

減免申請時の状況から変更がない場合に限り、「減免ハガキ」を報告期日までに提出されることにより、翌年度も減免を受けることができます。なお、報告期日までに「減免ハガキ」の提出がない場合、又は減免申請時の状況から変更があった場合は、翌年度の減免を受けることができませんので、申請期間内(種別割の納期限まで)に最寄りの県税事務所、自動車税事務所又は飛騨県税事務所自動車税出張所で新たに減免申請手続きを行ってください。

また、減免要件に該当しなくなった場合は、速やかに自動車税事務所まで連絡してください。なお、課税の時期は、減免に該当しなくなった事由が発生した日の翌年度からとなります。後日、減免要件に該当していなかったことが判明した場合は、遡って納税していただくこととなりますので注意してください。

[参考：減免要件に該当しなくなった場合の例]

- ① 障がい者の方が死亡したとき
- ② 障がい者の方の障がいの程度が減免要件に該当しなくなったとき
- ③ 障がい者の方が岐阜県外に住所変更したとき
- ④ 障がい者の方が施設入所又は長期入院したとき
- ⑤ 障がい者の方と運転者が生計同一でなくなったとき
- ⑥ 減免車の車検の有効期間が経過し使用していないとき
- ⑦ 生計同一者又は常時介護者の運転で、専ら障がい者の方のために減免車を使用しなくなったとき
- ⑧ 生計同一者が車を所有する場合で、身体障がい者の方が18歳に達したとき(本人名義で減免を受ける場合は、再申請が必要です。)

Ⅶ お問い合わせ先

【 身体障がい者等減免 Q&A <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5631.html> 】

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
自動車税事務所 課税管理係	501-6192	岐阜市日置江2648-3	Tel 058-279-3781 Fax 058-279-5677
飛騨県税事務所 自動車税出張所	506-0035	高山市新宮町830-7	Tel 0577-36-1400 Fax 0577-36-1402
岐阜県税事務所 収納係	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館	Tel 058-214-6709 Fax 058-278-0054
西濃県税事務所 管理収納係	503-0838	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	Tel 0584-73-1111(代) Fax 0584-82-4633
中濃県税事務所 管理収納係	501-3756	美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎	Tel 0575-33-4011(代) Fax 0575-35-3021
東濃県税事務所 管理収納係	507-8708	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	Tel 0572-23-1111(代) Fax 0572-24-0923
飛騨県税事務所 管理収納係	506-8688	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	Tel 0577-33-1111(代) Fax 0577-36-4700

※窓口が混み合う場合は、お待ちいただくことがあります。

※ご不明な点がございましたら、自動車検査証、身体障害者手帳等をお手元にご用意のうえお問い合わせください。
開庁時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

- 職員の行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。
○県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>
トップページ > 県政情報 > 広報・公聴 > 県政へのご意見・ご提案
○行政相談室（岐阜県庁内） 電 話：058-272-1140（直通）※受付時間 月曜日から金曜日の8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）
F A X：058-278-2544 e-mail：c11127@pref.gifu.lg.jp
- 行政不服審査制度について
(1) 処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日から3か月以内に、審査請求を行うことができます。
(2) 審査請求を行う場合は、審査請求書を提出してください。審査請求書の提出先は、審査庁又は処分庁です。
(3) 審査請求の手続きの流れ（知事が審査庁の場合）、審査請求書の様式、制度のより詳しい内容については、以下の県HPをご覧ください。
行政不服審査制度 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/250996.html>

参 考

- 自動車税環境性能割とは、自動車（軽自動車を除きます。）を取得した場合に、その取得者（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主を自動車の取得者とみなします。）に対して課税される都道府県税で、自動車の新規登録・移転登録などのときに自動車税事務所へ申告と同時に納めることになっています。ただし、取得価額が免税点以下の場合は課税されません。
- 自動車税種別割とは、自動車（軽自動車を除きます。）を所有している人に課税される都道府県税で、毎年4月1日（午前0時）現在、運輸支局に登録されている車の所有者（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主を自動車の所有者とみなします。）に翌年の3月31日までの1年分が課税されます。
年度の途中で新規登録、抹消登録（廃車）、移転登録（名義変更）及び管轄変更した場合の取扱いは、次のとおりです。
 - ・自動車を新規登録した場合は、新規登録した月の翌月から月割で課税されます。
 - ・自動車を抹消登録（廃車）した場合は、抹消した月まで月割で課税されます。納付された種別割は、抹消した月の翌月分から月割計算により還付されます。
 - ・自動車を移転登録（名義変更）・管轄変更した場合は、当該年度の末日に変更があったものとみなし、新所有者への新たな課税や月割計算による種別割の還付は行われず4月1日の所有者にその年度分が全額課税されます。ただし、前所有者が非課税等により課税されていない場合は、新所有者に移転登録した月の翌月から月割で課税されます。